

[訂正表]

2017年10月20日
伊藤塾 行政書士試験科

『うかる！行政書士 民法・行政法 解法スキル完全マスター』（日本経済新聞出版社）
の記載事項につきまして、以下のように訂正させていただきます。

ページ	302頁
箇所	本文2行目～（当該頁19行目～）
現表記	……全体的な判例の流れは、特定された範囲における問題であることや <u>生命・身体・健康・財産</u> への被害の性質を勘案すると、個別的利益が認められるという方向にあります。したがって、 <u>②は誤り、③と④は正しい</u> 、と判断することができます。
正しい表記	……全体的な判例の流れは、特定された範囲における問題であることや <u>生命・身体・健康</u> への被害の性質を勘案すると、個別的利益が認められるという方向にあります。したがって、 <u>②と③は誤り、④は正しい</u> 、と判断することができます。
訂正の理由	<p>③の問題が正しいという表記になっておりますが、③は誤りとなります。</p> <p>本問は、最判平13.3.13を題材とした問題です。</p> <p>当該判例では、森林法の趣旨を読み取った結果、土砂の流出や水害による被害が直接的に及ぶことが想定される開発区域内に近接する一定範囲に居住する住民については、原告適格を肯定しています。</p> <p>もっとも、ここに加えて、森林法の規定から個々人の財産的利益まで保護する趣旨をも読み取ることは困難であるとして、周辺土地上に立木を所有する者の原告適格を否定しています。</p> <p>したがって、③は、「生命、身体の安全に加えて、周辺土地の所有権等の財産権を個々人の個別的利益として保護する趣旨を含むものと解釈される」としている点で誤りとなります。</p>